

県受付	農業委員会受付
-----	---------

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事

様

申請者 ○○ ○○

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

1 申請者の 住所等		住 所											
		〒790-0000 愛媛	都道 府県 ○○	郡 市 ○○	町 村 ○○	番地							
2 許可を受けようとする土地の所在等													
土 地 の 所 在			地 番		地 目		面 積	耕 作 者 の 氏 名			市街化区域・市街化調整 区域・その他の区域の別		
					登記簿	現 情		田	田	550 m <sup>2</sup>		○○ ○○	非線引き区域
郡 町 ○○ 市 ○○ 村			23 番										
計			550 m <sup>2</sup> (田 550 m <sup>2</sup> 、 畑 m <sup>2</sup> )										
3 転 用 計 画	(1) 用 途		事由の詳細: 去年の交通事故で腰を痛めて、加齢を重ねて従来通りに所有しているすべての農地を耕作することが難しくなりました。代わりに耕作してくれる方を半年間募集しましたが、見つからず。 遊休農地にならないよう立地がややわらい今回の農地を太陽光発電設備に用途転用を考えています。										
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間		令和 6 年 4 月 1 日から 20 年間										
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要												
4 資金調達についての 計画	工 事 計 画	第1期 (着工令6年2月1日から 令6年3月31日まで)			第2期 (着工 年 月 日から 年 月 日まで)			合 计					
		名 称	棟数	建 築 面 積	所 要 面 積	棟数	建 築 面 積	所 要 面 積	棟数	建 築 面 積	所 要 面 積	備 考	
	土 地 造 成			850 m <sup>2</sup>							850 m <sup>2</sup>		
	建 築 物												
	小 計												
	工 作 物 (道路、資材 置場等)	太陽光 パネル	一式		850 m <sup>2</sup>						850 m <sup>2</sup>		
	小 計												
	計				850 m <sup>2</sup>						850 m <sup>2</sup>	建蔽率 100.0%	
5 転用することによつ て生ずる付近の土 地・作物・家畜等の被 害防除施設の概要		土地造成は整地のみ 高台の東端っこに立地しています。北 西の境界はブロック塀を設置します。 土留めは現在の法面を利用し、雨水は 自然浸透させます。 申請地の北側は道路で、南側に水路が あります。 なお、万一周辺農地などに被害を及ぼ したときは、当方で責任をもって解決 します。											
総事業費 内訳		土地造成費 500 千円		パネル設置費 10,000 千円		付帯工事費 千円		雑費 500 千円		合計 11,000 千円			

	<p>調達方法 内訳 自己資金 千円 (〇〇銀行〇〇支店 普通預金) 借入金 11,000 千円 (〇〇銀行〇〇支店により借入)  合計 11,000 千円</p>		
6その他参考となるべき事項	〇〇土地改良区 転用決済済み(令5年5月20日) 農振法 農用地区除外(令5年12月1日同意) 周辺の住民に対しては、転用計画を詳しく説明済みです。		

(記載要領)

- (1) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- (3) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- (4) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときは、その旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。